

(事前説明第 8 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員： 変更前後対照表において、第 5 種高度地区の内訳として住工共存型特別工業地区が 27ha 減少しているがなぜか。

事務局： 今回、幹線道路沿道については第 5 種沿道高度地区として指定するが、その一部はこれまでも第 5 種高度地区として指定していたことから、第 5 種沿道高度地区への移行による減少である。